

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054  <u>沿革 平成29年9月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054</p>	
<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 「貸付契約等」とは、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する貸付契約若しくは借入契約又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。</p> <p>六～七 （略）</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 「貸付契約等」とは、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する貸付契約等又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。</p> <p>六～七 （略）</p>	
<p>(てん補事由)</p> <p><b>第2条</b> 約款（貸付金債権等）第3条又は約款（保証債務）第3条に規定するてん補危険については、同条に規定する被保険者の損失が、貸付契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</p>	<p>(てん補事由)</p> <p><b>第2条</b> 約款（貸付金債権等）第3条又は約款（保証債務）第3条に規定するてん補危険については、同条に規定する被保険者の損失が、貸付契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる理由によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</p>	
<p><b>第3条～第7条</b> （略）</p>	<p><b>第3条～第7条</b> （略）</p>	
	<p><u>(実質的支配法人)</u></p>	

新	旧	備考
	<p><b>第8条</b> <u>貿易保険法の一部を改正する法律（平成11年法律第202号）による改正前の法第2条第17項の「当該本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているもの」とは、原則として以下のいずれかに該当する外国法人とする。</u></p> <p>一 <u>資金貸付を行う本邦法人（以下本条において「本邦法人」という。）又は資金貸付を行う本邦人（以下本条において「本邦人」という。）が、当該外国法人の議決権のある株式等の2分の1を超えて保有していること。</u></p> <p>二 <u>本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の2分の1を超える役員数を占めていること。</u></p> <p>三 <u>本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の4分の1を超え2分の1以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当していること。</u></p> <p>イ <u>当該外国法人の筆頭株主であること。</u></p> <p>ロ <u>本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の4分の1を超える役員数を占めていること。</u></p> <p>四 <u>前3号に掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的に支配していると日本貿易保険が認める場合</u></p>	
<p><b>(外貨建対応特約の対象要件)</b>  <b>第8条</b> 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00064）の対象となる外貨は、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p><b>(外貨建対応特約の対象要件)</b>  <b>第9条</b> 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00064）の対象となる外貨は、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨とする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p><b>(確定通知による内容変更のみなし承認)</b>  <b>第9条</b> <u>資金貸付の実行予定時期の変更、貸付金等の減額又は貸付契約等に係る利子の元本への組み入れによる元本の増額を行う場合は、原則として、海外事業資金貸付保険手続細則（平成29年4月1日 17 -</u></p>	<p><b>(確定通知による内容変更のみなし承認)</b>  <b>第10条</b> <u>資金貸付の実行予定時期の変更又は貸付金等の減額若しくは5%未満の増額を行う場合は、原則として、海外事業資金貸付保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044。以下「手続細則」という。）</u></p>	

新	旧	備考
<p>制度 - 00044。以下「<u>手続細則</u>」という。) <u>第3条に規定する重大な内容変更等及び第4条に規定する内容変更等の通知は要せず、手続細則第6条に規定する通知書</u> (以下「<u>確定通知書</u>」という。) の提出をもっててん補の対象となるものとする。</p>	<p>第4条に規定する内容変更等の通知は要せず、手続細則第6条に規定する通知書 (以下「<u>確定通知書</u>」という。) の提出をもっててん補の対象となるものとする。</p>	
<p>(<u>保険料算定における期間計算の取扱い</u>)  <b>第10条</b> 保険契約締結日が第1回の資金貸付を行った日 (以下この条において「<u>貸付実行日</u>」という。) の翌日以降となる場合の保険料率等規程 II [10] 1 (3) の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。  一～二 (略)  2 (略)</p>	<p>(<u>保険料算定における期間計算の取扱い</u>)  <b>第11条</b> 保険契約締結日が第1回の資金貸付を行った日 (以下この条において「<u>貸付実行日</u>」という。) の翌日以降となる場合の保険料率等規程 II [10] 1 (3) の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。  一～二 (略)  2 (略)</p>	
<p>(<u>保険料の納付方法</u>)  <b>第11条</b> 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款 (貸付金債権等) 第20条第1項又は約款 (保証債務) 第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。  一～二 (略)  2～4 (略)</p>	<p>(<u>保険料の納付方法</u>)  <b>第12条</b> 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款 (貸付金債権等) 第20条第1項又は約款 (保証債務) 第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。  一～二 (略)  2～4 (略)</p>	
<p>(<u>償還期限確定時における保険料の精算</u>)  <b>第12条</b> 保険契約者は、確定通知書の提出時に当該通知により確定した償還金額及び償還期限に基づき前条に規定する保険料の精算を行う。</p>	<p>(<u>償還期限確定時における保険料の精算</u>)  <b>第13条</b> 保険契約者は、確定通知書の提出時に当該通知により確定した償還金額及び償還期限に基づき前条に規定する保険料の精算を行う。</p>	
<p>(<u>保険料の返還</u>)  <b>第13条</b> 概算により納付された保険料の額が確定した保険料の額を超える場合には、その差額を返還する。  2～3 (略)</p>	<p>(<u>保険料の返還</u>)  <b>第14条</b> 概算により納付された保険料の額が確定した保険料の額を超える場合には、その差額を返還する。  2～3 (略)</p>	
<p>(<u>期限の利益の喪失にかかる取扱い</u>)</p>	<p>(<u>償還期限確定前でのてん補事由発生における損失額</u>)</p>	

新	旧	備考
<p><b>第14条</b> <u>貸付契約等において、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が海外事業資金貸付金債権等又は借入金等に係る期限の利益を喪失した場合（以下「期限の利益の喪失発生」という。）であって、当該期限の利益の喪失発生時点において償還金額及び償還期限が確定していないときは、保険契約上は当該期限の利益の喪失発生を以て償還金額及び償還期限が確定したものととして取扱うこととし、被保険者は約款（貸付金債権等）第12条又は約款（保証債務）第12条に基づき確定通知書を提出する。この場合、償還期限については当該期限の利益の喪失発生直前時点の予定償還期限（以下本条及び第17条において「原償還期限」という。）とし、償還金額については実際の貸付実行額を原償還期限ごとの償還割合に基づき算出した額を通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の期限の利益の喪失発生の場合、約款（貸付金債権等）第3条に規定する日本貿易保険のてん補責任は、原償還期限に基づき発生するものとする。ただし、約款（貸付金債権等）第27条第2項の規定により日本貿易保険の確認があったとき及び劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015。以下「劣後ローン特約規程」という。）別添1第1章の特約を付して保険契約を締結する案件については、この限りでない。</u></p>	<p><b>第15条</b> <u>償還金額及び償還期限が確定する前に約款（貸付金債権等）第3条又は約款（保証債務）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における損失の発生については、保険契約の締結時に予定した償還金額及び償還期限に基づき確定する。ただし、約款（貸付金債権等）第27条第2項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。</u></p>	
<p><b>(保険契約の内容の変更)</b> <b>第15条</b> 保険契約者は、資金貸付の内容の変更（重大な内容変更等を除く。）がある場合には、保険契約の内容の変更を請求できる。</p>	<p><b>(保険契約の内容の変更)</b> <b>第16条</b> 保険契約者は、資金貸付の内容の変更（重大な内容変更等を除く。）がある場合には、保険契約の内容の変更を請求できる。</p>	
<p><b>(損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日)</b> <b>第16条</b> 約款（貸付金債権等）第14条又は約款（保証債務）第13条の当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。</p>	<p><b>(損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日)</b> <b>第17条</b> 約款（貸付金債権等）第14条又は約款（保証債務）第13条の当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。</p>	
<p><b>(事故発生日及び事故確定日)</b> <b>第17条</b> 約款（貸付金債権等）第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一 約款（貸付金債権等）第3条第1号から第10号までのいずれかに該</p>	<p><b>(事故発生日及び事故確定日)</b> <b>第18条</b> 約款（貸付金債権等）第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一 約款（貸付金債権等）第3条第1号から第10号までのいずれかに該</p>	

新	旧	備考
<p>当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限（ただし、<u>第14条第2項に規定する場合にあっては、原償還期限とする。以下次号において同じ。</u>）を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p><b>(その他の通知義務)</b></p> <p><b>第18条</b> 海外事業資金貸付金債権等の取得の場合で信用危険をてん補しない保険契約にあっては、次の特約を付すものとする。</p> <p>「海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日17 - 制度 - 00011）第21条第2項の規定は適用しない。」</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>(その他の通知義務)</b></p> <p><b>第19条</b> 海外事業資金貸付金債権等の取得の場合で信用危険をてん補しない保険契約にあっては、次の特約を付すものとする。</p> <p>「海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日17 - 制度 - 00011）第21条第2項の規定は適用しない。」</p> <p>2 (略)</p>	
<p><b>(担保権の設定)</b></p> <p><b>第19条</b> 約款（貸付金債権等）第36条第1項、約款（保証債務）第34条第1項又は劣後ローン特約規程別添1第1章第11条若しくは第2章第11条における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約（担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。）が締結される場合にあつては、当該予約契約を締結しようとするときをいうものとする。</p> <p>2 保険料率等規程Ⅱ [10] 3(4)ただし書きにおける「当該貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合」とは、当該貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険に係る貸付等の額（以下「保険付保部分」という。）が、プロジェクトに係る貸付等において以下のすべてを満たす場合をいうものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p><b>(担保権の設定)</b></p> <p><b>第20条</b> 約款（貸付金債権等）第36条第1項、約款（保証債務）第34条第1項又は劣後ローン<u>案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）</u>別添1第1章第11条若しくは第2章第11条における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約（担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。）が締結される場合にあつては、当該予約契約を締結しようとするときをいうものとする。</p> <p>2 保険料率等規程Ⅱ [10] 3(4)ただし書きにおける「当該貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合」とは、当該貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険に係る貸付等の額（以下「保険付保部分」という。）が、プロジェクトに係る貸付等において以下のすべてを満たす場合をいうものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>		

新	旧	備考